

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月20日
【中間会計期間】	第88期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社 泉州銀行
【英訳名】	The Senshu Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 吉田 憲正
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市宮本町26番15号
【電話番号】	岸和田貝塚 (072) 423局2131番（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 坂戸 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号 株式会社泉州銀行 東京事務所
【電話番号】	東京 (03) 3254局1428番（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼経営企画部東京事務所長 上木 昌憲
【縦覧に供する場所】	株式会社泉州銀行 東京支店 （東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号） 株式会社泉州銀行 和歌山支店 （和歌山市美園町五丁目1番地の3） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

(注) 東京支店及び和歌山支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,375	25,353	29,624	51,307	55,453
連結経常利益	百万円	4,297	6,064	5,041	9,962	8,559
連結中間純利益	百万円	4,755	6,079	3,579	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	10,896	9,864
連結純資産額	百万円	78,406	90,083	95,268	86,755	97,321
連結総資産額	百万円	1,897,623	2,011,937	2,071,887	2,009,795	2,079,241
1株当たり純資産額	円	153.83	179.80	191.25	173.82	195.58
1株当たり中間純利益	円	10.45	13.25	7.76	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	23.94	21.46
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	9.90	12.65	7.45	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	22.68	20.53
自己資本比率	%	—	4.44	4.57	—	4.65
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.64	9.84	11.92	9.78	12.11
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	50,919	4,942	△4,580	89,415	△15,943
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△54,008	△18,461	1,694	△86,700	△2,020
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,351	△1,051	△1,193	△4,535	7,765
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	26,808	17,022	17,199	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	31,552	21,322
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,192 [683]	1,226 [681]	1,310 [685]	1,157 [703]	1,175 [701]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	23,838	22,714	27,016	46,297	49,983
経常利益	百万円	4,356	6,093	5,314	9,808	9,379
中間純利益	百万円	4,728	6,531	3,478	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	10,573	10,708
資本金	百万円	44,575	44,575	44,575	44,575	44,575
発行済株式総数	千株	普通株式 451,615 第一回 優先株式 9,040	普通株式 456,809 第一回 優先株式 7,530	普通株式 457,101 第一回 優先株式 7,530	普通株式 456,516 第一回 優先株式 7,530	普通株式 456,906 第一回 優先株式 7,530
純資産額	百万円	80,348	91,533	97,001	88,369	99,098
総資産額	百万円	1,900,075	2,014,694	2,075,618	2,011,958	2,082,451
預金残高	百万円	1,586,353	1,649,874	1,759,739	1,622,788	1,701,436
貸出金残高	百万円	1,379,157	1,486,258	1,572,941	1,444,754	1,547,826
有価証券残高	百万円	393,674	442,007	428,036	432,686	435,982
1株当たり配当額	円	普通株式 2.50 第一回 優先株式 5.00	普通株式 2.50 第一回 優先株式 5.00	普通株式 2.50 第一回 優先株式 5.00	普通株式 5.00 第一回 優先株式 10.00	普通株式 5.00 第一回 優先株式 10.00
自己資本比率	%	—	4.54	4.67	—	4.75
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.55	9.66	11.99	9.66	12.14
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,095 [599]	1,131 [594]	1,223 [587]	1,062 [618]	1,083 [612]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	その他業務	合計
従業員数（人）	1,223 [587]	87 [98]	1,310 [685]

- (注) 1. 従業員数には執行役員を含んでおりません。  
2. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員691人を含んでおりません。  
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	1,223 [587]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、執行役員14人（うち取締役兼務者6人）を含んでおりません。  
2. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員591人を含んでおりません。  
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
4. 当行の従業員組合は、泉州銀行労働組合と泉州銀行従業員組合の二つがあり、組合員数は泉州銀行労働組合1,069人、泉州銀行従業員組合1人です。双方の組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ・ 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、輸出が増加を続ける中で、企業収益が高水準で推移するとともに、堅調な雇用情勢を背景に個人消費は概ね底堅く推移するなど、景気の緩やかな拡大が続きました。

また、景気の先行きにつきましては、海外経済の動向や金利上昇などの不安定要素があるものの、高水準の企業収益や雇用者所得の増加により、引き続き緩やかな拡大が続くものと考えられます。

大阪府内の景気につきましては、輸出が増加するとともに、雇用も改善基調が続いていることより、緩やかな回復基調にあります。南大阪の景気につきましては、原材料価格の高騰や安価な輸入品の増加の影響により、回復力はなお弱い状況が続いております。

金融機関を取り巻く環境につきましては、多くの金融機関が攻めの経営を鮮明にするなかで、業態や地域の垣根を越えた競争が一段と激化するなど、大きな転換点を迎えております。

さらに、地域金融機関には地域密着型金融の推進強化のほか、パーゼルⅡや内部統制などの新たな規制への対応に加え、金融商品取引法への対応も求められております。

このような状況の下、当中間連結会計期間の経営成績は、経常収益が296億24百万円となり、前中間連結会計期間に比べ42億71百万円の増収となりました。主な要因は、住宅ローンを中心とした貸出金及び国債等債券売却益の増加によるものであります。一方、経常費用は預金利息の増加や経費の増加等により、前中間連結会計期間に比べ52億94百万円増加し、245億82百万円となりました。この結果、経常利益は50億41百万円となり、前中間連結会計期間に比べ10億23百万円の減益となりました。また、当中間連結会計期間の中間純利益は有税引当金や繰越欠損金の減少による将来減算一時差異の減少に伴う繰延税金資産の取崩しにより、前中間連結会計期間に比べ25億円減少して35億79百万円となりました。

また、当行単独では、本業の儲けである正味業務純益（一般貸倒引当金繰入額と債券関係損益を除く）は、前年同期比7億74百万円減少して60億4百万円となり、有価証券運用益等の営業外要因を除く営業性正味業務純益は、前年同期比2億81百万円減少して49億9百万円となりました。また、経常利益は53億14百万円（前年同期比△7億79百万円）、中間純利益は34億78百万円（前年同期比△30億53百万円）をそれぞれ計上いたしました。

次に、資産・負債の状況につきましては、預金は、引き続き「年金定期」や「ダイレクト支店」による預金獲得が好調に推移し、期中582億円増加して、当中間連結会計期間末残高は1兆7,589億円となりました。

貸出金につきましては、住宅ローンや中小企業向け貸出に積極的に取り組みました結果、期中249億円増加して、当中間連結会計期間末残高は1兆5,671億円となりました。なお、住宅ローンにつきましては、期中385億円増加しております。

有価証券につきましては、金利リスクを踏まえつつ機動的な運用を实践してまいりました結果、期中79億円減少して、当中間連結会計期間末残高は4,202億円となりました。

投資信託・個人年金保険につきましては、商品ラインナップを充実するとともに、営業力を強化し積極的に推進いたしました結果、投資信託の預かり資産残高は期中153億円増加して、当中間連結会計期間末残高は1,786億円、個人年金保険の期中販売額は79億円となりました。

#### ・ キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金は増加したものの、貸出金の増加や市場調達資金の減少を主因として、45億80百万円の支出（前中間連結会計期間は49億42百万円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還を主因として、16億94百万円の収入（前中間連結会計期間は184億61百万円の支出）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主因として、11億93百万円の支出（前中間連結会計期間は10億51百万円の支出）となりました。この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間末に比べ1億77百万円増加し、171億99百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収益は、国内部門において、貸出金利息の増加を主因に前中間連結会計期間比2,380百万円増加いたしました。一方、資金調達費用は、預金利息の増加を主因に前中間連結会計期間比2,099百万円増加いたしました。以上により国内業務部門の資金運用収支は、前中間連結会計期間比282百万円増加の15,774百万円となりました。なお、国内・国際業務部門合計の資金運用収支は前中間連結会計期間比227百万円増加し16,239百万円となりました。

また、役務取引等収支は、前中間連結会計期間比22百万円増加の3,684百万円、その他業務収支は、前中間連結会計期間比1,731百万円増加の2,024百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	15,492	519	16,012
	当中間連結会計期間	15,774	465	16,239
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	17,469	1,030	18,499
	当中間連結会計期間	19,849	1,255	21,104
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,976	510	2,486
	当中間連結会計期間	4,075	789	4,864
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,624	38	3,662
	当中間連結会計期間	3,649	34	3,684
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,499	90	4,589
	当中間連結会計期間	4,566	72	4,638
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	875	52	927
	当中間連結会計期間	916	37	953
その他業務収支	前中間連結会計期間	△180	474	294
	当中間連結会計期間	1,748	275	2,023
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,478	508	1,986
	当中間連結会計期間	3,420	308	3,728
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,659	33	1,692
	当中間連結会計期間	1,671	33	1,704

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

## (2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の国内業務部門の資金運用利回りは、貸出金利回りの上昇を主因に、前中間連結会計期間比0.17ポイント上昇し、2.03%となりました。一方、資金調達利回りは、前中間連結会計期間比0.21ポイント上昇の0.42%となりました。

国際業務部門では、資金運用利回りが前中間連結会計期間比0.27ポイント上昇の2.45%、資金調達利回りが前中間連結会計期間比0.45ポイント上昇の1.54%となりました。

以上により、合計では、資金運用利回りが、前中間連結会計期間比0.17ポイント上昇の2.11%に、資金調達利回りが、前中間連結会計期間比0.23ポイント上昇の0.48%となりました。

## ① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(76,082) 1,869,419	(107) 17,469	1.86
	当中間連結会計期間	(79,613) 1,947,328	(218) 19,849	2.03
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,448,264	15,256	2.10
	当中間連結会計期間	1,543,002	17,692	2.28
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	265	0	0.41
	当中間連結会計期間	99	0	0.29
うち有価証券	前中間連結会計期間	337,852	2,080	1.22
	当中間連結会計期間	317,265	1,903	1.19
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	6,163	1	0.03
	当中間連結会計期間	2,174	4	0.45
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	65	0	0.11
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	141	0	0.00
	当中間連結会計期間	621	1	0.49
うち預け金	前中間連結会計期間	513	0	0.04
	当中間連結会計期間	4,489	5	0.22
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,833,597	1,976	0.21
	当中間連結会計期間	1,893,980	4,075	0.42
うち預金	前中間連結会計期間	1,631,175	1,611	0.19
	当中間連結会計期間	1,742,783	3,393	0.38
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	13,116	15	0.23
	当中間連結会計期間	16,968	60	0.71
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	55,149	48	0.17
	当中間連結会計期間	22,371	68	0.61
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	95,777	51	0.10
	当中間連結会計期間	62,252	168	0.53



種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	27,338	175	1.27
	当中間連結会計期間	28,810	210	1.45

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間5,437百万円、当中間連結会計期間2,952百万円）を控除して表示しております。

4. ( ) 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	94,257	1,030	2.18
	当中間連結会計期間	102,214	1,255	2.45
うち貸出金	前中間連結会計期間	108	3	6.80
	当中間連結会計期間	63	2	6.72
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	90,710	941	2.06
	当中間連結会計期間	99,700	1,194	2.38
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	316	5	3.19
	当中間連結会計期間	267	4	3.51
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(76,082) 92,782	(107) 510	1.09
	当中間連結会計期間	(79,613) 101,734	(218) 789	1.54
うち預金	前中間連結会計期間	3,451	53	3.08
	当中間連結会計期間	2,549	39	3.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	13,063	349	5.34
	当中間連結会計期間	19,361	532	5.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースヤル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間10百万円、当中間連結会計期間3百万円）を控除して表示しております。
3. ( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
4. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式（前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

## ③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,887,594	18,392	1.94
	当中間連結会計期間	1,969,928	20,886	2.11
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,448,372	15,260	2.10
	当中間連結会計期間	1,543,066	17,695	2.28
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	265	0	0.41
	当中間連結会計期間	99	0	0.29
うち有価証券	前中間連結会計期間	428,563	3,021	1.40
	当中間連結会計期間	416,966	3,097	1.48
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	6,480	6	0.18
	当中間連結会計期間	2,442	9	0.78
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	65	0	0.11
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	141	0	0.00
	当中間連結会計期間	621	1	0.49
うち預け金	前中間連結会計期間	513	0	0.04
	当中間連結会計期間	4,489	5	0.22
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,850,297	2,379	0.25
	当中間連結会計期間	1,916,100	4,646	0.48
うち預金	前中間連結会計期間	1,634,626	1,664	0.20
	当中間連結会計期間	1,745,332	3,432	0.39
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	13,116	15	0.23
	当中間連結会計期間	16,968	60	0.71
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	68,212	398	1.16
	当中間連結会計期間	41,732	600	2.87
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	95,777	51	0.10
	当中間連結会計期間	62,252	168	0.53
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	27,338	175	1.27
	当中間連結会計期間	28,810	210	1.45

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間5,447百万円、当中間連結会計期間2,956百万円）を控除して表示しております。

3. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役員取引の状況

当中間連結会計期間の役員取引等収益の国内業務部門は、前中間連結会計期間比67百万円増加し4,566百万円となり、国際業務部門と合わせた合計は4,639百万円となりました。

一方、役員取引等費用は、国内業務部門での増加を主因に前中間連結会計期間比26百万円増加し、954百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役員取引等収益	前中間連結会計期間	4,499	90	4,590
	当中間連結会計期間	4,566	72	4,639
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	603	—	603
	当中間連結会計期間	561	—	561
うち為替業務	前中間連結会計期間	853	81	934
	当中間連結会計期間	826	68	895
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	206	—	206
	当中間連結会計期間	148	—	148
うち代理業務	前中間連結会計期間	108	—	108
	当中間連結会計期間	79	—	79
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	161	—	161
	当中間連結会計期間	159	—	159
うち保証業務	前中間連結会計期間	670	3	673
	当中間連結会計期間	711	2	713
うち投資信託・保険販売業務	前中間連結会計期間	1,364	—	1,364
	当中間連結会計期間	1,572	—	1,572
役員取引等費用	前中間連結会計期間	875	52	928
	当中間連結会計期間	916	37	954
うち為替業務	前中間連結会計期間	200	51	252
	当中間連結会計期間	199	36	236

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

## (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	1,645,486	3,403	1,648,889
	当中間連結会計期間	1,756,413	2,519	1,758,933
うち流動性預金	前中間連結会計期間	647,255	—	647,255
	当中間連結会計期間	660,737	—	660,737
うち定期性預金	前中間連結会計期間	985,691	—	985,691
	当中間連結会計期間	1,068,104	—	1,068,104
うちその他	前中間連結会計期間	12,538	3,403	15,941
	当中間連結会計期間	27,571	2,519	30,091
譲渡性預金	前中間連結会計期間	23,500	—	23,500
	当中間連結会計期間	10,700	—	10,700
総合計	前中間連結会計期間	1,668,986	3,403	1,672,389
	当中間連結会計期間	1,767,113	2,519	1,769,633

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

## (5) 貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況 (残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,480,211	100.00	1,567,198	100.00
製造業	88,873	6.00	89,418	5.70
農業	298	0.02	135	0.01
林業	1	0.00	1	0.00
漁業	64	0.00	79	0.00
鉱業	206	0.01	83	0.01
建設業	42,547	2.87	41,510	2.65
電気・ガス・熱供給・水道業	161	0.01	82	0.01
情報通信業	3,176	0.22	3,263	0.21
運輸業	13,463	0.91	13,157	0.84
卸売・小売業	71,598	4.84	73,204	4.67
金融・保険業	21,557	1.46	17,640	1.13
不動産業	99,099	6.70	104,780	6.69
各種サービス業	56,315	3.80	61,510	3.92
地方公共団体	36,835	2.49	36,114	2.30
その他	1,046,011	70.67	1,126,215	71.86
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,480,211	—	1,567,198	—

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

## ② 外国政府等向け債権残高 (国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	187,881	—	187,881
	当中間連結会計期間	192,439	—	192,439
地方債	前中間連結会計期間	10,852	—	10,852
	当中間連結会計期間	10,369	—	10,369
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	74,052	—	74,052
	当中間連結会計期間	79,116	—	79,116
株式	前中間連結会計期間	29,352	—	29,352
	当中間連結会計期間	28,968	—	28,968
その他の証券	前中間連結会計期間	37,622	94,419	132,041
	当中間連結会計期間	15,894	93,500	109,395
合計	前中間連結会計期間	339,762	94,419	434,181
	当中間連結会計期間	326,788	93,500	420,289

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,899	19,902	2,003
経費 (除く臨時処理分)	11,120	11,898	778
人件費	5,463	5,779	316
物件費	5,112	5,560	448
税金	544	558	14
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	6,779	8,004	1,225
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	6,779	8,004	1,225
一般貸倒引当金繰入額	—	932	932
業務純益	6,779	7,071	292
うち債券関係損益	0	1,999	1,999
臨時損益	△685	△1,757	△1,072
株式関係損益	△82	△416	△334
不良債権処理損失	515	1,258	743
貸出金償却	484	279	△205
個別貸倒引当金繰入額	—	698	698
その他	31	279	248
その他臨時損益	△87	△83	4
経常利益	6,093	5,314	△779
特別損益	276	546	270
うち固定資産処分損益	△34	△11	23
税引前中間純利益	6,370	5,860	△510
法人税、住民税及び事業税	△260	△175	85
法人税等調整額	99	2,557	2,458
中間純利益	6,531	3,478	△3,053

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却



2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （%）（A）	当中間会計期間 （%）（B）	増減（%） （B）－（A）
(1) 資金運用利回 ①	1.84	2.01	0.17
（イ）貸出金利回	2.08	2.27	0.19
（ロ）有価証券利回	1.20	1.17	△0.03
(2) 資金調達原価 ②	1.35	1.61	0.26
（イ）預金等利回	0.19	0.39	0.20
（ロ）外部負債利回	0.52	1.04	0.52
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.49	0.40	△0.09

（注） 1. 「国内業務部門」とは当行の円建取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （%）（A）	当中間会計期間 （%）（B）	増減（%） （B）－（A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前）	16.30	17.52	1.22
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	16.30	17.52	1.22
業務純益ベース	16.30	15.47	△0.83
中間純利益ベース	15.70	7.57	△8.13

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）－（A）
預金（末残）	1,649,874	1,759,739	109,865
預金（平残）	1,635,667	1,746,125	110,458
貸出金（末残）	1,486,258	1,572,941	86,683
貸出金（平残）	1,454,356	1,548,724	94,368

(2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）－（A）
個人	1,368,348	1,459,215	90,867
法人	281,525	300,523	18,998
合計	1,649,874	1,759,739	109,865

（注） 譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,024,457	1,111,007	86,550
住宅ローン残高	893,146	992,016	98,870
その他ローン残高	131,310	118,991	△12,319

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	1,383,366	1,469,267	85,901
総貸出金残高 ②	百万円	1,486,258	1,572,941	86,683
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	93.07	93.40	0.33
中小企業等貸出先件数 ③	件	262,420	240,876	△21,544
総貸出先件数 ④	件	262,558	241,013	△21,545
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	99.94	99.94	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	28	155	23	99
信用状	549	2,640	415	1,791
保証	3,438	17,301	3,155	15,673
計	4,015	20,097	3,593	17,564

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	44,575	44,575
	うち非累積的永久優先株	1,234	1,219
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	3,988	3,988
	利益剰余金	35,538	40,550
	自己株式（△）	△141	△154
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	△1,176	△1,176
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	544	555
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	△10	△6
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 （△）	—	—
	繰延税金資産控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	83,318	88,330
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額 の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	7,053	10,144
	負債性資本調達手段等	20,000	30,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 （注3）	20,000	30,000
	計	27,053	40,144
うち自己資本への算入額 (B)	27,004	36,547	
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	—

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	110,323	124,877
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,098,533	953,059
	オフ・バランス取引等項目	22,211	24,541
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,120,745	977,601
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	69,932
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,594
	計 (E) + (F) (注5) (H)	1,120,745	1,047,533
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.84	11.92
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		7.43	8.43

(注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	44,575	44,575
	うち非累積的永久優先株	1,234	1,219
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	3,974	3,974
	その他資本剰余金	2	2
	利益準備金	1,629	2,101
	その他利益剰余金	35,913	40,740
	その他	—	—
	自己株式（△）	△72	△85
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	△1,178	△1,178
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	84,843	90,128
うちステップ・アップ金利条項付の優先 出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	3,409	4,704
	負債性資本調達手段等	20,000	30,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 （注3）	20,000	30,000
	計	23,409	34,704
	うち自己資本への算入額 (B)	23,409	34,704
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	—

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	108,252	124,833
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,099,623	955,116
	オフ・バランス取引等項目	20,737	22,948
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,120,361	978,064
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	62,231
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	4,978
	計(E)+(F)(注5) (H)	1,120,361	1,040,295
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.66	11.99
(参考) Tier1比率=A/H×100(%)		7.57	8.66

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14,382	9,364
危険債権	10,108	21,782
要管理債権	8,275	6,860
正常債権	1,479,818	1,603,059

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

当行は、平成19年4月に2か年を計画期間とする新中期経営計画「U p g r a d e ' 0 9」をスタートし、「地域のお客さまサポートNo. 1銀行」となるべく、よりバランスの取れた経営基盤を持ち、お客さまの信頼にお応えする銀行を目指しております。

本年度は、中期経営計画の初年度として、最重要課題である「お客さまに信頼される健全な経営」「法令等遵守態勢の充実」「金融環境の変化への対応」に適切に対応するために、業務や施策面の見直し・再構築を図っております。

また、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、個人情報保護法、金融商品取引法など各種法令への適切な対応をはじめとしたコンプライアンスのより一層の徹底に努めるとともに、内部管理態勢の充実に注力してまいります。

さらに、金利上昇局面における適切なオペレーションを実施するほか、バーゼルⅡの導入に伴い、リスク管理の多様化、高度化を図るとともに、規制緩和の進展を踏まえた業務運営方法の見直しを行ってまいります。

当行はこれらの施策を着実に遂行することにより、持続力のある安定的な成長を目指すとともに、真にお客さまのお役に立てる「頼りになる銀行」となるべく、精一杯努力していく所存であります。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5【研究開発活動】

該当ありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	790,000,000
優先株式	24,720,000
計	814,720,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	457,101,164	457,166,077	大阪証券取引所 市場第一部	(注) 2.
第一回優先株式	7,530,000	7,530,000	—	(注) 1.
計	464,631,164	464,696,077	—	—

(注) 1. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 1. 優先配当金

第一回優先株式(以下、本優先株式という)所有の株主(以下、本優先株主という)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

##### a. 優先配当金

優先配当金を支払うときは、毎年3月31日現在の本優先株主に対し、普通株式所有の株主(以下普通株主という)に先立ち、本優先株式1株につき年10円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する事業年度において、優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

##### b. 非参加条項

本優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

##### c. 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して行う剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

##### d. 優先中間配当金

優先中間配当金を支払うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき5円を支払う。

##### e. 第一回目の優先配当金及び優先中間配当金

平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については1株につき9円21銭を支払う。

#### 2. 消却

いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

### 3. 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき1,000円を支払う。  
本優先株主に対しては上記1,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

### 4. 普通株式への転換

本優先株式は普通株式に転換できるものとし、その内容については次のとおりである。

#### a. 転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月31日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

#### b. 当初転換価額

当初転換価額は、387円とする。

#### c. 転換価額の修正

転換価額は、平成13年8月1日から平成21年7月31日までの毎年8月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が310円（但し、下記dの調整を受ける。）（以下、「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の大阪証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

#### d. 転換価額の調整

(1) 転換価額（下限転換価額を含む。）は、当行が本優先株式を発行後、次の①②③のいずれかに該当する場合には、下記の算式（以下、「転換価額調整式」という）により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、当該額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は会社法第220条にて準用する会社法第219条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株予約権の割当てを受ける権利を行使できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権の割当てを受ける権利が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降にこれを適用する。

(2) 上記(1)①②③に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む）の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

- (3) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記(1)②ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く）の大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当銀行の発行済普通株式数とする。
- ① 株式の分割を行う場合には、会社法第220条にて準用する会社法第219条第1項に規定された一定の期間満了の日
- ② その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日
- (5) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (6) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

e. 転換による発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により、発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

f. 転換による発行する株式の内容

株式会社泉州銀行普通株式

g. 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

同取次所

三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店

野村證券株式会社 全国本支店

※ 株主名簿管理人事務取扱場所及び取次所は、従来、株式会社だいこう証券ビジネスでありましたが、平成11年12月10日よりUFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。また、UFJ信託銀行株式会社は、平成17年10月1日付で三菱信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社となっております。

h. 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求に要する書類および第一回優先株券が上記g.に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 普通株式への一斉転換

平成21年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成21年8月1日をもって、本優先株式1株の払込金相当額を平成21年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く）の大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合、当該平均値が350円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を350円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

6. 議決権

本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

7. 株式の併合または分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

2. 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの優先株主による取得請求権行使により発行された普通株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	194	464,631	—	44,575,070	—	3,974,701

(注) 第一回優先株式の取得請求権行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	309,817	67.77
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	9,284	2.03
泉州銀行職員持株会	大阪府岸和田市宮本町26番15号	5,218	1.14
株式会社 みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4,827	1.05
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1番60号	4,351	0.95
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,087	0.89
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,086	0.89
三信株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6番1号	3,993	0.87
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,891	0.85
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	3,000	0.65
計	—	352,557	77.12

## ② 第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,000	66.40
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	500	6.64
アクサ生命保険株式会社	東京都港区白金1丁目17番3号	500	6.64
株式会社島精機製作所	和歌山県和歌山市坂田85番地	200	2.65
株式会社泉州銀行	大阪府岸和田市宮本町26番15号	180	2.39
トヨタカローラ南海株式会社	堺市西区浜寺諏訪森町西1丁目7番地	100	1.32
トヨタカローラ新大阪株式会 社	大阪市淀川区東三国3丁目10番21号	50	0.66
株式会社日本システムディベ ロップメント	大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号	50	0.66
高松建設株式会社	大阪市淀川区新北野1丁目2番3号	50	0.66
南海辰村建設株式会社	大阪市浪速区難波中3丁目5番19号	50	0.66
ホクシン株式会社	大阪府岸和田市木材町17番地2	50	0.66
アメリカンファミリーライフ アシュアランスカンパニーオ ブロンパス (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	50	0.66
日立電子サービス株式会社	横浜市戸塚区品濃町504番地2	50	0.66
計	—	6,830	90.70

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 7,530,000	—	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式 の総数等 ② 発行済株式」 の(注) 1. を参照して下さい。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,106,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 455,099,000	455,099	—
単元未満株式	普通株式 896,164	—	—
発行済株式総数	464,631,164	—	—
総株主の議決権	—	455,099	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、209,000株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が209個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社泉州銀行	大阪府岸和田市宮本町 26番15号	302,000	—	302,000	0.06
泉銀総合リース 株式会社	大阪府岸和田市宮本町 27番1号	804,000	—	804,000	0.17
計	—	1,106,000	—	1,106,000	0.24

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	316	325	307	308	305	300
最低(円)	296	290	286	290	289	265

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

### 3 【役員の状況】

- (1) 新任役員  
該当ありません。
- (2) 退任役員  
該当ありません。
- (3) 役職の異動  
該当ありません。



## 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		18,093	0.90	20,457	0.99	27,730	1.33
コールローン及び買入手形		—	—	—	—	10,000	0.48
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	4,372	0.21
買入金銭債権		67	0.00	66	0.00	62	0.00
商品有価証券		216	0.01	2	0.00	103	0.00
有価証券	※6, 12	434,181	21.58	420,289	20.29	428,229	20.60
貸出金	※1, 2 3, 4 5, 7	1,480,211	73.57	1,567,198	75.64	1,542,254	74.17
外国為替	※5	3,628	0.18	5,038	0.24	2,642	0.13
その他資産	※6	21,860	1.09	16,036	0.77	17,884	0.86
有形固定資産	※6, 8 9	19,791	0.98	19,225	0.93	19,457	0.94
無形固定資産	※6	1,285	0.06	1,459	0.07	1,477	0.07
繰延税金資産		24,298	1.21	22,698	1.10	22,364	1.08
支払承諾見返		21,571	1.07	19,170	0.93	20,051	0.96
貸倒引当金		△13,238	△0.65	△19,439	△0.94	△17,354	△0.83
投資損失引当金		△30	△0.00	△316	△0.02	△36	△0.00
資産の部合計		2,011,937	100.00	2,071,887	100.00	2,079,241	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※6	1,648,889	81.96	1,758,933	84.90	1,700,654	81.79
譲渡性預金		23,500	1.17	10,700	0.52	13,100	0.63
コールマネー及び売渡手形	※6	70,506	3.50	38,367	1.85	69,252	3.33
債券貸借取引受入担保金	※6	60,390	3.00	76,608	3.70	84,691	4.08
借入金	※6 10	59,644	2.96	22,812	1.10	45,794	2.20
外国為替		364	0.02	472	0.02	373	0.02
社債	※11	10,000	0.50	20,000	0.96	20,000	0.96
その他負債		21,738	1.08	23,828	1.15	22,380	1.08
賞与引当金		865	0.04	922	0.04	877	0.04
退職給付引当金		4,384	0.22	4,601	0.22	4,550	0.22
役員退職慰労引当金		—	—	200	0.01	193	0.01
支払承諾		21,571	1.07	19,170	0.93	20,051	0.96
負債の部合計		1,921,853	95.52	1,976,618	95.40	1,981,920	95.32
(純資産の部)							
資本金		44,575	2.21	44,575	2.15	44,575	2.14
資本剰余金		3,988	0.20	3,988	0.19	3,988	0.19
利益剰余金		35,538	1.77	40,550	1.96	38,147	1.84
自己株式		△141	△0.01	△154	△0.01	△148	△0.01
株主資本合計		83,960	4.17	88,959	4.29	86,562	4.16
その他有価証券評価差額金		5,547	0.28	5,729	0.28	10,132	0.49
評価・換算差額等合計		5,547	0.28	5,729	0.28	10,132	0.49
少数株主持分		575	0.03	580	0.03	626	0.03
純資産の部合計		90,083	4.48	95,268	4.60	97,321	4.68
負債及び純資産の部合計		2,011,937	100.00	2,071,887	100.00	2,079,241	100.00



③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,976	30,634	△172	79,013
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△1,175	—	△1,175
中間純利益	—	—	6,079	—	6,079
自己株式の取得	—	—	—	△6	△6
自己株式の処分	—	12	—	36	48
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)	—	12	4,903	30	4,946
平成18年9月30日残高 (百万円)	44,575	3,988	35,538	△141	83,960

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	7,742	7,742	400	87,155
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△1,175
中間純利益	—	—	—	6,079
自己株式の取得	—	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	48
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	△2,194	△2,194	175	△2,018
中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)	△2,194	△2,194	175	2,927
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,547	5,547	575	90,083

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,988	38,147	△148	86,562
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△1,176	—	△1,176
中間純利益	—	—	3,579	—	3,579
自己株式の取得	—	—	—	△6	△6
自己株式の処分	—	0	—	0	0
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額 合計（百万円）	—	0	2,402	△6	2,396
平成19年9月30日残高 (百万円)	44,575	3,988	40,550	△154	88,959

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	10,132	10,132	626	97,321
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）	—	—	—	△1,176
中間純利益	—	—	—	3,579
自己株式の取得	—	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	△4,402	△4,402	△46	△4,448
中間連結会計期間中の変動額 合計（百万円）	△4,402	△4,402	△46	△2,052
平成19年9月30日残高 (百万円)	5,729	5,729	580	95,268

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,976	30,634	△172	79,013
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△1,175	—	△1,175
剰余金の配当	—	—	△1,176	—	△1,176
当期純利益	—	—	9,864	—	9,864
自己株式の取得	—	—	—	△13	△13
自己株式の処分	—	12	—	37	49
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純 額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	12	7,512	24	7,548
平成19年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,988	38,147	△148	86,562

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	7,742	7,742	400	87,155
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当（注）	—	—	—	△1,175
剰余金の配当	—	—	—	△1,176
当期純利益	—	—	—	9,864
自己株式の取得	—	—	—	△13
自己株式の処分	—	—	—	49
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純 額）	2,390	2,390	225	2,616
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,390	2,390	225	10,165
平成19年3月31日残高 (百万円)	10,132	10,132	626	97,321

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		6,617	6,005	10,532
減価償却費		1,309	1,428	2,697
のれん償却額		1	1	3
持分法による投資損益(△)		△74	△74	△144
貸倒引当金の増減(△)		△1,152	2,084	2,964
投資損失引当金の増減(△)		30	279	36
賞与引当金の増減(△)		34	44	47
退職給付引当金の増減(△)		104	50	271
役員退職慰労引当金の増減(△)		—	7	193
資金運用収益		△18,392	△20,886	△38,625
資金調達費用		2,379	4,646	5,848
有価証券関係損益(△)		57	△1,568	△1,337
為替差損益(△)		△185	651	△139
固定資産処分損益(△)		38	13	66
貸出金の純増(△)減		△41,375	△24,943	△103,418
預金の純増減(△)		27,198	58,278	78,963
譲渡性預金の純増減(△)		17,300	△2,400	6,900
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		48,525	△22,982	34,674
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△81	3,149	△5,419
コールローン等の純増(△)減		10	9,996	△9,984
債券貸借取引支払保証金の純増 (△)減		—	4,372	△4,372
コールマネー等の純増減(△)		4,469	△30,884	3,215
債券貸借取引受入担保金 の純増減(△)		△57,656	△8,082	△33,355
外国為替(資産)の純増(△)減		34	△2,395	1,020
外国為替(負債)の純増減(△)		182	99	191
資金運用による収入		18,243	20,606	38,124
資金調達による支出		△2,088	△3,545	△4,539
その他		△501	1,716	△234
小計		5,030	△4,327	△15,818
法人税等の支払額		△88	△253	△125
営業活動による キャッシュ・フロー		4,942	△4,580	△15,943



		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△71,138	△72,302	△159,273
有価証券の売却による収入		12,972	21,712	71,796
有価証券の償還による収入		41,133	53,523	88,143
有形固定資産の取得による支出		△1,294	△1,075	△2,474
有形固定資産の売却による収入		66	28	391
無形固定資産の取得による支出		△202	△192	△608
無形固定資産の売却による収入		0	0	2
投資活動による キャッシュ・フロー		△18,461	1,694	△2,020
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付社債の発行による収入		—	—	10,000
配当金支払額		△1,175	△1,176	△2,351
少数株主への配当金支払額		△6	△6	△6
少数株主への払戻しによる支出		—	△5	—
自己株式の取得による支出		△6	△6	△13
自己株式の売却による収入		136	0	136
財務活動による キャッシュ・フロー		△1,051	△1,193	7,765
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		41	△43	△30
V 現金及び現金同等物の 増減(△)額		△14,529	△4,123	△10,229
VI 現金及び現金同等物の期首残高		31,552	21,322	31,552
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		17,022	17,199	21,322

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社泉州カード 近畿信用保証株式会社 泉銀総合リース株式会社 泉銀ビジネスサービス株式会社 泉州ソフトウェアサービス株式会社 J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合 J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が当中間連結会計期間より適用されることになったことから当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社泉州カード 近畿信用保証株式会社 泉銀総合リース株式会社 泉銀ビジネスサービス株式会社 泉州ソフトウェアサービス株式会社 J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社泉州カード 近畿信用保証株式会社 泉銀総合リース株式会社 泉銀ビジネスサービス株式会社 泉州ソフトウェアサービス株式会社 J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合 J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が当連結会計年度より適用されることになったことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社1社 会社名 株式会社バンク・コンピュータ・サービス</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社1社 会社名 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社1社 会社名 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社</p> <p>(2) 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社については、連結子会社の中間決算日の財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社</p> <p>(2) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社については、連結子会社の決算日の財務諸表により連結しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産          当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年          動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産          無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産          当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年          動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)          平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ6百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)          当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産          同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産          当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年          動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産          同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,231百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,327百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,363百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(5,066百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(5,066百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>前中間連結会計期間までは、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を前連結会計年度から早期適用しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同様の方法を採用した場合には、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ170百万円減少いたします。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号)の改正についてが平成19年4月13日に公表されたことに伴い、当連結会計年度から早期適用したことによるものであります。</p> <p>この結果、従来の方法と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ193百万円減少しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において、当連結会計年度と同様の方法を採用した場合には、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ170百万円減少いたします。</p>
	—————	—————	(10) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債はありません。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債はありません。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
	<p>(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(14)消費税等の会計処理 同左</p>
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(追加情報)</p> <p>(その他有価証券の評価基準)</p> <p>その他有価証券で時価のあるもの の中間連結貸借対照表計上額は、前 中間連結会計期間については、株式 は中間連結会計期間末前1ヶ月の市 場価格の平均に基づき算出された額 により、それ以外については、中間 連結会計期間末日における市場価格 等に基づく時価によりそれぞれ計上 していましたが、親会社との会計 方針の統一を目的として当中間連結 会計期間は、株式についても中間連 結会計期間末日における市場価格に 基づく時価により計上してありま す。</p> <p>なお、前中間連結会計期間におい て、当中間連結会計期間と同様の方 法を採用した場合には、有価証券が 1,315百万円増加、繰延税金資産が 535百万円減少、少数株主持分が1 百万円増加、その他有価証券評価差 額金が778百万円増加いたします。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」(企業会計基準 第5号平成17年12月9日)及び「貸 借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準等の適用指針」(企業会 計基準適用指針第8号平成17年12 月9日)を当中間連結会計期間から適 用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従 来の「資本の部」に相当する金額は 89,507百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間におけ る中間連結貸借対照表の純資産の部 については、中間連結財務諸表規則 及び銀行法施行規則の改正に伴い、 改正後の中間連結財務諸表規則及び 銀行法施行規則により作成してあり ます。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」(企業会計基準 第5号平成17年12月9日)及び「貸 借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準等の適用指針」(企業会 計基準適用指針第8号平成17年12 月9日)を当連結会計年度から適用し ております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の 「資本の部」に相当する金額は 96,694百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連 結貸借対照表の純資産の部について は、連結財務諸表規則及び銀行法施 行規則の改正に伴い、改正後の連結 財務諸表規則及び銀行法施行規則に より作成しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(当行で保有している銀行保証付私募債の連結貸借対照表への計上) 当行で保有している銀行保証付私募債の連結貸借対照表への計上は、前連結会計年度までは有価証券に計上するとともに、支払承諾見返及び支払承諾にも計上しておりましたが、当中間連結会計期間より親会社と会計方針を統一する目的で、有価証券のみの計上へ変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ「支払承諾見返」及び「支払承諾」がそれぞれ43,514百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(当行で保有している銀行保証付私募債の連結貸借対照表への計上) 当行で保有している銀行保証付私募債の連結貸借対照表への計上は、前連結会計年度までは有価証券に計上するとともに、支払承諾見返及び支払承諾にも計上しておりましたが、当連結会計年度より親会社と会計方針を統一する目的で、有価証券のみの計上へ変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ「支払承諾見返」及び「支払承諾」がそれぞれ45,899百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。	—————

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示することとなりましたが、当中間連結会計期間は該当ありません。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していた貸貸資産及びソフトウェアは、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(3) 従来、中間連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示していた貸貸資産及びソフトウェアを「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示したことに伴い、「有形固定資産の取得による支出」、「有形固定資産の売却による収入」、「無形固定資産の取得による支出」、「無形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>



注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,827百万円、延滞債権額は15,233百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は133百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,252百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,981百万円、延滞債権額は23,480百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は297百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,562百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,642百万円、延滞債権額は18,486百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は232百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,915百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																														
<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,447百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,602百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="137 1039 478 1182"> <tr><td>有価証券</td><td>183,276百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>924百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>324百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="137 1245 478 1429"> <tr><td>預金</td><td>997百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>15,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>60,390百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>49,000百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券23,779百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は16百万円、保証金は1,344百万円であります。</p>	有価証券	183,276百万円	その他資産	85百万円	有形固定資産	924百万円	無形固定資産	324百万円	預金	997百万円	コールマネー及び売渡手形	15,000百万円	債券貸借取引受入担保金	60,390百万円	借入金	49,000百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,323百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,548百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="552 1039 893 1182"> <tr><td>有価証券</td><td>145,887百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>86百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>662百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>374百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="552 1245 893 1429"> <tr><td>預金</td><td>1,501百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>12,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>76,608百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>11,850百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券25,671百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,334百万円であります。</p>	有価証券	145,887百万円	その他資産	86百万円	有形固定資産	662百万円	無形固定資産	374百万円	預金	1,501百万円	コールマネー及び売渡手形	12,000百万円	債券貸借取引受入担保金	76,608百万円	借入金	11,850百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,277百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,880百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="967 1039 1308 1182"> <tr><td>有価証券</td><td>178,293百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>696百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>283百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="967 1245 1308 1370"> <tr><td>預金</td><td>1,591百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>84,691百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>34,800百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券30,559百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,351百万円であります。</p>	有価証券	178,293百万円	その他資産	85百万円	有形固定資産	696百万円	無形固定資産	283百万円	預金	1,591百万円	債券貸借取引受入担保金	84,691百万円	借入金	34,800百万円
有価証券	183,276百万円																																															
その他資産	85百万円																																															
有形固定資産	924百万円																																															
無形固定資産	324百万円																																															
預金	997百万円																																															
コールマネー及び売渡手形	15,000百万円																																															
債券貸借取引受入担保金	60,390百万円																																															
借入金	49,000百万円																																															
有価証券	145,887百万円																																															
その他資産	86百万円																																															
有形固定資産	662百万円																																															
無形固定資産	374百万円																																															
預金	1,501百万円																																															
コールマネー及び売渡手形	12,000百万円																																															
債券貸借取引受入担保金	76,608百万円																																															
借入金	11,850百万円																																															
有価証券	178,293百万円																																															
その他資産	85百万円																																															
有形固定資産	696百万円																																															
無形固定資産	283百万円																																															
預金	1,591百万円																																															
債券貸借取引受入担保金	84,691百万円																																															
借入金	34,800百万円																																															

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、258,874百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が256,832百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 有形固定資産の減価償却累計額 25,457百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※11. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、262,823百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が260,280百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 有形固定資産の減価償却累計額 25,545百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※11. 社債は、劣後特約付社債20,000百万円であります。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、260,239百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が257,706百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 有形固定資産の減価償却累計額 25,563百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※11. 社債は、劣後特約付社債20,000百万円であります。</p>



前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>—————</p>	<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は45,541百万円であります。</p>	<p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は45,899百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>※ 1. その他経常費用には、貸出金償却2,197百万円、貸倒引当金繰入額201百万円、株式等償却94百万円を含んでおります。</p> <p>※ 2. 特別利益には、償却債権取立益591百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別損失は、固定資産処分損38百万円であります。</p>	<p>※ 1. その他経常費用には、貸出金償却1,284百万円、貸倒引当金繰入額2,559百万円、株式等償却434百万円、投資損失引当金繰入額279百万円及び債権譲渡損235百万円を含んでおります。</p> <p>※ 2. 特別利益には、償却債権取立益977百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別損失は、固定資産処分損13百万円であります。</p>	<p>※ 1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,660百万円、貸出金償却3,944百万円、株式等償却671百万円及び債権譲渡損222百万円を含んでおります。</p> <p>※ 2. 特別利益には、償却債権取立益2,025百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別損失は、固定資産処分損66百万円であります。</p>

[次へ](#)

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

## I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	456,516	292	—	456,809	(注)1.
第一回優先株式	7,530	—	—	7,530	
合計	464,046	292	—	464,339	
自己株式					
普通株式	730	16	167	579	(注)2.
第一回優先株式	—	90	—	90	(注)3.
合計	730	106	167	669	

(注)1. 発行済株式における普通株式の増加は、優先株主の取得請求権行使によるものであります。

2. 自己株式における普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるもの、減少は単元未満株式の買増しに対する売却によるもの及び子会社所有親会社株式の売却によるものであります。

3. 自己株式における第一回優先株式の増加は、優先株主の取得請求権行使によるものであります。

## 2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,137	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回優先株式	37	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株あたりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	1,139	その他利益 剰余金	2.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第一回優先 株式	37	その他利益 剰余金	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	456,906	194	—	457,101	(注) 1.
第一回優先株式	7,530	—	—	7,530	
合計	464,436	194	—	464,631	
自己株式					
普通株式	600	21	1	621	(注) 2.
第一回優先株式	120	60	—	180	(注) 3.
合計	720	81	1	801	

(注) 1. 発行済株式における普通株式の増加は、優先株主の取得請求権行使によるものであります。

2. 自己株式における普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるもの、減少は単元未満株式の買増しに対する売却によるものであります。

3. 自己株式における第一回優先株式の増加は、優先株主の取得請求権行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,139	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一回優先株式	37	5.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株あたりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	1,139	その他利益 剰余金	2.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第一回優先 株式	36	その他利益 剰余金	5.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	456,516	389	—	456,906	(注) 1.
第一回優先株式	7,530	—	—	7,530	
合計	464,046	389	—	464,436	
自己株式					
普通株式	730	40	169	600	(注) 2.
第一回優先株式	—	120	—	120	(注) 3.
合計	730	160	169	720	

(注) 1. 発行済株式における普通株式の増加は、優先株主の取得請求権行使によるものであります。

2. 自己株式における普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるもの、減少は単元未満株式の買増しに対する売却によるもの8千株及び子会社所有親会社株式の売却によるもの160千株であります。

3. 自己株式における第一回優先株式の増加は、優先株主の取得請求権行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,137	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回優先株式	37	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	1,139	2.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第一回優先株式	37	5.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株あたりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,139	その他利益 剰余金	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一回優先 株式	37	その他利益 剰余金	5.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

[次へ](#)

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金預け金勘定 18,093百万円 当座預け金 △262百万円 普通預け金 △466百万円 振替貯金 △342百万円 現金及び現金同等物 17,022百万円	現金預け金勘定 20,457百万円 当座預け金 △41百万円 普通預け金 △2,903百万円 振替貯金 △312百万円 現金及び現金同等物 17,199百万円	現金預け金勘定 27,730百万円 当座預け金 △25百万円 普通預け金 △5,991百万円 振替貯金 △391百万円 現金及び現金同等物 21,322百万円

[次へ](#)

## (リース取引関係)

## 〔借主側〕

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																								
リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引																																																																								
・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損損失累 計額相当額及び中間連結会計期間 末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損損失累 計額相当額及び中間連結会計期間 末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損損失累 計額相当額及び年度末残高相当額																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td style="text-align: right;">43</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">18</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>減損損失 累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計 期間末残高相 当額</td> <td style="text-align: right;">24</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額 相当額	43	—	43	減価償却 累計額相当額	18	—	18	減損損失 累計額相当額	—	—	—	中間連結会計 期間末残高相 当額	24	—	24	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td style="text-align: right;">43</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">26</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td>減損損失 累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計 期間末残高相 当額</td> <td style="text-align: right;">17</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額 相当額	43	—	43	減価償却 累計額相当額	26	—	26	減損損失 累計額相当額	—	—	—	中間連結会計 期間末残高相 当額	17	—	17	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td style="text-align: right;">43</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">22</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>減損損失 累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>年度末 残高相当額</td> <td style="text-align: right;">20</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額 相当額	43	—	43	減価償却 累計額相当額	22	—	22	減損損失 累計額相当額	—	—	—	年度末 残高相当額	20	—	20
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額 相当額	43	—	43																																																																							
減価償却 累計額相当額	18	—	18																																																																							
減損損失 累計額相当額	—	—	—																																																																							
中間連結会計 期間末残高相 当額	24	—	24																																																																							
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額 相当額	43	—	43																																																																							
減価償却 累計額相当額	26	—	26																																																																							
減損損失 累計額相当額	—	—	—																																																																							
中間連結会計 期間末残高相 当額	17	—	17																																																																							
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額 相当額	43	—	43																																																																							
減価償却 累計額相当額	22	—	22																																																																							
減損損失 累計額相当額	—	—	—																																																																							
年度末 残高相当額	20	—	20																																																																							
・未経過リース料中間連結会計期間 末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間 末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額																																																																								
1年内 7百万円	1年内 7百万円	1年内 7百万円																																																																								
1年超 18百万円	1年超 10百万円	1年超 14百万円																																																																								
合計 25百万円	合計 18百万円	合計 21百万円																																																																								
・リース資産減損勘定中間連結会計 期間末残高	・リース資産減損勘定中間連結会計 期間末残高	・リース資産減損勘定年度末残高																																																																								
—百万円	—百万円	—百万円																																																																								
・支払リース料、リース資産減損勘 定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘 定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘 定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失																																																																								
支払リース料 4百万円	支払リース料 4百万円	支払リース料 8百万円																																																																								
リース資産減損勘定の 取崩額 —百万円	リース資産減損勘定の 取崩額 —百万円	リース資産減損勘定の 取崩額 —百万円																																																																								
減価償却費相当額 3百万円	減価償却費相当額 3百万円	減価償却費相当額 7百万円																																																																								
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 1百万円																																																																								
減損損失 —百万円	減損損失 —百万円	減損損失 —百万円																																																																								
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法																																																																								
リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によって おります。	リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によって おります。	リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によって おります。																																																																								
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																																																								
リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各中間連結会計期間への 配分方法については、利息法によ っております。	リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各中間連結会計期間への 配分方法については、利息法によ っております。	リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各連結会計年度への配分 方法については、利息法によ っております。																																																																								

[貸主側]

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																																								
・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>7,056</td> <td>915</td> <td>7,972</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>3,493</td> <td>587</td> <td>4,080</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>3,563</td> <td>327</td> <td>3,891</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額	7,056	915	7,972	減価償却累計額	3,493	587	4,080	減損損失累計額	—	—	—	中間連結会計期間末残高	3,563	327	3,891	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>6,622</td> <td>683</td> <td>7,306</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>3,040</td> <td>434</td> <td>3,474</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>3,581</td> <td>249</td> <td>3,831</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額	6,622	683	7,306	減価償却累計額	3,040	434	3,474	減損損失累計額	—	—	—	中間連結会計期間末残高	3,581	249	3,831	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>7,422</td> <td>958</td> <td>8,380</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>4,041</td> <td>668</td> <td>4,709</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td>3,380</td> <td>289</td> <td>3,670</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額	7,422	958	8,380	減価償却累計額	4,041	668	4,709	減損損失累計額	—	—	—	年度末残高	3,380	289	3,670
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額	7,056	915	7,972																																																																							
減価償却累計額	3,493	587	4,080																																																																							
減損損失累計額	—	—	—																																																																							
中間連結会計期間末残高	3,563	327	3,891																																																																							
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額	6,622	683	7,306																																																																							
減価償却累計額	3,040	434	3,474																																																																							
減損損失累計額	—	—	—																																																																							
中間連結会計期間末残高	3,581	249	3,831																																																																							
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額	7,422	958	8,380																																																																							
減価償却累計額	4,041	668	4,709																																																																							
減損損失累計額	—	—	—																																																																							
年度末残高	3,380	289	3,670																																																																							
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額																																																																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,279百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,756百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,036百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	1,279百万円	1年超	2,756百万円	合計	4,036百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,245百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,625百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,871百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	1,245百万円	1年超	2,625百万円	合計	3,871百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,232百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,581百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,813百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	1,232百万円	1年超	2,581百万円	合計	3,813百万円																																																						
1年内	1,279百万円																																																																									
1年超	2,756百万円																																																																									
合計	4,036百万円																																																																									
1年内	1,245百万円																																																																									
1年超	2,625百万円																																																																									
合計	3,871百万円																																																																									
1年内	1,232百万円																																																																									
1年超	2,581百万円																																																																									
合計	3,813百万円																																																																									
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額																																																																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>833百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>704百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>124百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	833百万円	減価償却費	704百万円	受取利息相当額	124百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>781百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>666百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>93百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	781百万円	減価償却費	666百万円	受取利息相当額	93百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,652百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,388百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>262百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	1,652百万円	減価償却費	1,388百万円	受取利息相当額	262百万円																																																						
受取リース料	833百万円																																																																									
減価償却費	704百万円																																																																									
受取利息相当額	124百万円																																																																									
受取リース料	781百万円																																																																									
減価償却費	666百万円																																																																									
受取利息相当額	93百万円																																																																									
受取リース料	1,652百万円																																																																									
減価償却費	1,388百万円																																																																									
受取利息相当額	262百万円																																																																									
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																																																								
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。																																																																								

[次へ](#)



(有価証券関係)

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	54,568	52,837	△1,730
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	30,000	29,343	△656
合計	84,568	82,181	△2,386

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	19,132	28,058	8,926
債券	176,607	174,559	△2,048
国債	135,221	133,313	△1,907
地方債	10,902	10,852	△50
短期社債	—	—	—
社債	30,483	30,393	△90
その他	99,513	102,041	2,527
合計	295,253	304,659	9,406

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、81百万円（うち、株式81百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該株式の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価に比べて30%以上下落していること。
要注意先の場合	時価が取得原価に比べて40%以上下落していること。
正常先の場合	時価が取得原価に比べて50%以上下落していること。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,294
内国非上場債券	43,659
非上場外国証券	0

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	54,595	52,827	△1,768
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	26,000	24,949	△1,051
合計	80,595	77,776	△2,819

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	18,658	27,582	8,923
債券	182,739	181,762	△976
国債	138,713	137,843	△870
地方債	10,395	10,369	△25
短期社債	—	—	—
社債	33,630	33,549	△80
その他	82,511	83,395	883
合計	283,910	292,740	8,829

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式390百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該株式の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合	時価が取得原価を30%以上下回っている場合
正常先の場合	時価が取得原価を50%以上下回っている場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,386
内国非上場債券	45,566
非上場外国証券	0

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	103	△0

#### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	54,582	52,943	△1,638	36	1,675
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	28,000	27,403	△596	27	624
合計	82,582	80,346	△2,235	63	2,299

（注） 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	19,166	30,301	11,134	11,306	172
債券	182,869	181,624	△1,244	289	1,534
国債	139,896	138,731	△1,164	188	1,353
地方債	10,399	10,361	△37	16	54
短期社債	—	—	—	—	—
社債	32,574	32,531	△42	83	126
その他	80,418	86,446	6,028	6,455	427
合計	282,454	298,372	15,918	18,051	2,133

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式657百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該株式の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合	時価が取得原価を30%以上下回っている場合
正常先の場合	時価が取得原価を50%以上下回っている場合

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	69,685	3,194	1,206

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,350
内国非上場債券	45,924
非上場外国証券	0

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	33,265	83,877	81,854	83,133
国債	24,893	10,687	75,021	82,710
地方債	20	10,339	1	—
短期社債	—	—	—	—
社債	8,352	62,849	6,830	423
その他	—	32,727	53,313	—
合計	33,265	116,604	135,168	83,133

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在）  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年9月30日現在）  
該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）（平成19年3月31日現在）  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金 (平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	9,406
その他有価証券	9,406
(△) 繰延税金負債	3,827
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,578
(△) 少数株主持分相当額	30
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,547

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	8,829
その他有価証券	8,829
(△) 繰延税金負債	3,075
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,754
(△) 少数株主持分相当額	25
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,729

III 前連結会計年度末

- その他有価証券評価差額金 (平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	15,918
(△) 繰延税金負債	5,754
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	10,163
(△) 少数株主持分相当額	31
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	10,132

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	5,392	△26	△26
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△26	△26

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	89,342	156	156
	為替予約	3,739	14	14
	通貨オプション	15,695	790	91
	その他	—	—	—
	合計	—	960	261

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等につされたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。



(4) 債券関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	2,684	△11	△11
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△11	△11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	15,203	△41	△41
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△41	△41

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	115,492	191	191
	為替予約	5,953	36	36
	通貨オプション	24,958	1,332	139
	その他	—	—	—
	合計	—	1,560	367

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

### (4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

### (5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 取引の状況に関する事項（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

##### (1) 取引の内容

当行の利用している主なデリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替スワップ取引、為替予約取引及び通貨オプション取引、債券関連取引では債券先物取引及び債券店頭オプション取引であります。

##### (2) 取組方針及び利用目的

デリバティブ取引は、金利・株価・為替等の変動リスクをコントロールする手段として有効であり、リスクヘッジを目的として活用しております。

また、収益向上の一環として行っている取引については、取組額及び損失額に一定の限度を設け、損失額が過大とならないようコントロールし、取り組んでおります。

###### [金利関連取引]

金利スワップについては、貸出金との組合せ商品及び円資金調達コストの安定化を目的に取引を行っております。

###### [通貨関連取引]

通貨スワップについては、貸出金との組合せ商品（長期インパクトローン）及び安定的な外貨調達を行う目的で取引を行っております。

クーポンスワップについては、実需に基づいた対顧客の取引及びそのカバーを目的とした取引を行っております。

為替スワップ（資金関連取引）については、円資金と外貨資金を交換することを目的に取引を行っております。

為替予約については、実需に基づいた対顧客の取引及びそのカバーを目的とした取引を行っております。

通貨オプションについては、実需に基づいた対顧客の取引及びそのカバーを目的とした取引を行っております。

###### [債券関連取引]

債券先物等については、保有ポートフォリオの価格変動によるリスクをヘッジする目的及び収益確保を目的とした取引を行っております。

### (3) リスクの内容

デリバティブ取引には、他の市場取引と同様に多数のリスクが存在しますが、そのうち財務状況に大きな影響を与えるのが、市場リスクと信用リスクであると考えられます。

#### [市場リスク]

市場リスクとは、デリバティブの対象となる商品（金利、為替、有価証券等）の相場変動に伴ってその価値（時価額）が増減することにより、損失を被るリスクであります。

A L M及びヘッジ目的で行っているデリバティブ取引（金利スワップ、債券先物等）については、ヘッジの対象となる貸出金、有価証券等とは逆方向のリスクポジションとなっており、互いにリスクを打ち消すことにより全体のリスク軽減が図られております。また、資金取引として行っているデリバティブ取引（通貨スワップ、為替スワップ）については、将来の為替レートを確定した取引であるため、為替の変動によるリスクはありません。

#### [信用リスク]

信用リスクとは、取引の相手先が義務を履行しないリスクであります。典型的には、取引の相手先に債務不履行が生じた場合発生します。

債券先物等の取引所取引は、取引所と日々決済が行われており、信用リスクはありません。（市場参加者と取引所との間で、証拠金の差入等を行っております。）

取引所以外でのデリバティブである金利スワップ、通貨スワップ、為替スワップ等については、店頭取引であるため信用リスクを有しております。ただし、対金融機関取引については、格付等をもとに信用度の高い金融機関に限定し取引を行っており、対顧客取引については、実需に基づく取引を中心とし、厳正な審査のうえ信用確実な先に対してのみ取引を行っております。

### (4) リスク管理体制

デリバティブ取引のリスク管理については、オンバランス取引と統合し行っております。当行全体のポジションについては経営管理部、市場部門については市場金融部がそれぞれ行っております。

#### [市場リスク管理体制]

対金融機関のデリバティブ取引については、取締役会においてA L M部門のヘッジ方針及び市場部門の運用限度額を決定しております。

当行全体の市場リスクについては、オンバランス取引と統合し、V A R・B P V等の指標により管理しており、リスク額が自己資本、利益等と比較し過大とならないようにリスク限度額を設定し、その状況についてリスク管理委員会で報告を行っております。

市場部門の市場リスクについては、時価評価を毎日行い、損益・ポジション状況について頭取宛日次報告を行っております。また、収益目的の取引については、自己資本等を考慮した損失限度額を設定し、損失額が過大とならないよう努めております。

#### [信用リスク管理体制]

信用リスクについては、格付等をもとに与信枠を設定し、オンバランス取引と名寄せ管理を行っております。与信枠の遵守状況については日々管理を行い、担当常務宛月次報告を行っております。与信枠については、格付情報、金融市場の動向等を常に注視し、随時見直しを行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	149	91	△0	△0
	受取変動・支払固定	15,149	15,091	△34	△34
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△34	△34

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	101,794	94,714	167	167
	為替予約				
	売建	3,328	—	4	4
	買建	2,204	—	16	16
	通貨オプション				
	売建	9,341	7,452	465	141
	買建	9,341	7,452	465	△38
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	1,118	292

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

## (4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

## (5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

**【国際業務経常収益】**

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	179.80	191.25	195.58
1株当たり 中間(当期)純利益	円	13.25	7.76	21.46
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円	12.65	7.45	20.53

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	95,268	97,321
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	7,966	8,073
うち第一回優先株式払込金額	百万円	—	7,350	7,410
うち第一回優先株式配当額	百万円	—	36	37
うち少数株主持分	百万円	—	580	626
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	—	87,302	89,248
1株当たりの純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	—	456,479	456,305

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	6,079	3,579	9,864
普通株主に帰属しない金額	百万円	37	36	74
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—	37
うち中間優先配当額	百万円	37	36	37
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	6,041	3,542	9,790
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	455,956	456,354	456,123
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
普通株式増加数	千株	24,311	23,990	24,193
うち優先株式	千株	24,311	23,990	24,193



(重要な後発事象)

該当事項なし。

(2) 【その他】

該当事項なし。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		17,620	0.87	20,298	0.98	27,547	1.32
コールローン		—	—	—	—	10,000	0.48
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	4,372	0.21
買入金銭債権		35	0.00	31	0.00	37	0.00
商品有価証券		216	0.01	2	0.00	103	0.00
有価証券	※1,7 13	442,007	21.94	428,036	20.62	435,982	20.93
貸出金	※2,3 4,5 6,8	1,486,258	73.77	1,572,941	75.78	1,547,826	74.33
外国為替	※6	3,628	0.18	5,038	0.24	2,642	0.12
その他資産	※7	17,240	0.85	10,899	0.53	12,959	0.63
有形固定資産	※9,10	14,127	0.70	13,816	0.67	13,998	0.68
無形固定資産		116	0.01	104	0.00	109	0.01
繰延税金資産		22,332	1.11	20,501	0.99	20,392	0.98
支払承諾見返		20,097	1.00	17,564	0.85	18,539	0.89
貸倒引当金		△8,955	△0.44	△13,300	△0.64	△12,025	△0.58
投資損失引当金		△31	△0.00	△316	△0.02	△36	△0.00
資産の部合計		2,014,694	100.00	2,075,618	100.00	2,082,451	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	1,649,874	81.89	1,759,739	84.78	1,701,436	81.70
譲渡性預金		39,540	1.96	28,640	1.38	30,440	1.46
コールマネー	※7	70,506	3.50	38,367	1.85	69,252	3.33
債券貸借取引受入担保金	※7	60,390	3.00	76,608	3.69	84,691	4.07
借入金	※7 11	58,144	2.88	20,962	1.01	43,994	2.11
外国為替		364	0.02	472	0.02	373	0.02
社債	※12	10,000	0.50	20,000	0.97	20,000	0.96
その他負債		9,078	0.45	10,637	0.51	9,109	0.44
賞与引当金		807	0.04	869	0.04	820	0.04
退職給付引当金		4,357	0.22	4,569	0.22	4,521	0.22
役員退職慰労引当金		—	—	184	0.01	174	0.00
支払承諾		20,097	1.00	17,564	0.85	18,539	0.89
負債の部合計		1,923,160	95.46	1,978,616	95.33	1,983,352	95.24
(純資産の部)							
資本金		44,575	2.21	44,575	2.15	44,575	2.14
資本剰余金		3,976	0.20	3,976	0.19	3,976	0.19
資本準備金		3,974		3,974		3,974	
その他資本剰余金		2		2		2	
利益剰余金		37,542	1.86	42,841	2.06	40,541	1.94
利益準備金		1,629		2,101		1,865	
その他利益剰余金		35,913		40,740		38,676	
繰越利益剰余金		35,913		40,740		38,676	
自己株式		△72	△0.00	△85	△0.00	△79	△0.00
株主資本合計		86,021	4.27	91,307	4.40	89,013	4.27
その他有価証券評価差額金		5,511	0.27	5,694	0.27	10,084	0.49
評価・換算差額等合計		5,511	0.27	5,694	0.27	10,084	0.49
純資産の部合計		91,533	4.54	97,001	4.67	99,098	4.76
負債及び純資産の部合計		2,014,694	100.00	2,075,618	100.00	2,082,451	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		22,714	100.00	27,016	100.00	49,983	100.00
資金運用収益		18,335		20,848		38,504	
(うち貸出金利息)		(15,217)		(17,669)		(31,637)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,022)		(3,100)		(6,685)	
役務取引等収益		3,540		3,559		6,968	
その他業務収益		573		2,315		3,999	
その他経常収益		264		292		511	
経常費用		16,620	73.17	21,701	80.33	40,603	81.24
資金調達費用		2,371		4,651		5,836	
(うち預金利息)		(1,665)		(3,433)		(4,110)	
役務取引等費用		1,975		2,124		4,117	
その他業務費用		203		45		1,365	
営業経費	※1	11,385		12,200		23,265	
その他経常費用	※2	684		2,680		6,019	
経常利益		6,093	26.83	5,314	19.67	9,379	18.76
特別利益	※3	311	1.37	557	2.06	1,291	2.58
特別損失	※4	34	0.15	11	0.04	61	0.12
税引前中間(当期)純利益		6,370	28.05	5,860	21.69	10,609	21.22
法人税、住民税及び事業税		△260	△1.14	△175	△0.65	△219	△0.44
法人税等調整額		99	0.44	2,557	9.47	120	0.24
中間(当期)純利益		6,531	28.75	3,478	12.87	10,708	21.42

③【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,974	1	3,976	1,394	30,795	32,189	△68	80,672
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	235	△1,413	△1,178	—	△1,178
中間純利益	—	—	—	—	—	6,531	6,531	—	6,531
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△6	△6
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	1	2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	0	235	5,117	5,353	△4	5,349
平成18年9月30日残高 (百万円)	44,575	3,974	2	3,976	1,629	35,913	37,542	△72	86,021

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	7,697	7,697	88,369
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当（注）	—	—	△1,178
中間純利益	—	—	6,531
自己株式の取得	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△2,185	△2,185	△2,185
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,185	△2,185	3,163
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,511	5,511	91,533

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,974	2	3,976	1,865	38,676	40,541	△79	89,013
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	235	△1,414	△1,178	—	△1,178
中間純利益	—	—	—	—	—	3,478	3,478	—	3,478
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△6	△6
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	0	235	2,063	2,299	△6	2,293
平成19年9月30日残高 (百万円)	44,575	3,974	2	3,976	2,101	40,740	42,841	△85	91,307

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	10,084	10,084	99,098
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当（注）	—	—	△1,178
中間純利益	—	—	3,478
自己株式の取得	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△4,390	△4,390	△4,390
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△4,390	△4,390	△2,096
平成19年9月30日残高 (百万円)	5,694	5,694	97,001

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,974	1	3,976	1,394	30,795	32,189	△68	80,672
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	235	△1,413	△1,178	—	△1,178
剰余金の配当	—	—	—	—	235	△1,414	△1,178	—	△1,178
当期純利益	—	—	—	—	—	10,708	10,708	—	10,708
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△13	△13
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	2	2
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	0	471	7,880	8,351	△10	8,341
平成19年3月31日残高 (百万円)	44,575	3,974	2	3,976	1,865	38,676	40,541	△79	89,013

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	7,697	7,697	88,369
事業年度中の変動額			
剰余金の配当（注）	—	—	△1,178
剰余金の配当	—	—	△1,178
当期純利益	—	—	10,708
自己株式の取得	—	—	△13
自己株式の処分	—	—	2
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）	2,387	2,387	2,387
事業年度中の変動額合計 (百万円)	2,387	2,387	10,728
平成19年3月31日残高 (百万円)	10,084	10,084	99,098

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左



	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3～50年 動産 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3～50年 動産 2～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ6百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3～50年 動産 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>
5. 繰延資産の処理方法	—————	—————	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,962百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,123百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,959百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左	(2) 投資損失引当金 同 左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（5,059百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 同 左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（5,059百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>前中間会計期間までは、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を前事業年度から早期適用しております。</p> <p>なお、前中間会計期間において、当中間会計期間と同様の方法を採用した場合には、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ155百万円減少いたします。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この方法は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号)の改正についてが平成19年4月13日に公表されたことに伴い、当事業年度から早期適用したことによるものであります。</p> <p>この結果、従来の方法に比較して、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ174百万円減少しております。</p> <p>なお、当中間会計期間において、当事業年度と同様の方法を採用した場合には、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ155百万円減少いたします。</p>
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>
10. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(追加情報)</p> <p>(その他有価証券の評価基準)</p> <p>その他有価証券で時価のあるものの中 貸借対照表計上額は、前中間会計期間につ いては、株式は中間会計期間末前1ヶ月の 市場価格の平均に基づき算出された額によ り、それ以外については、中間会計期間末 日における市場価格等に基づく時価により それぞれ計上していましたが、親会社と の会計方針の統一を目的として当中間会計 期間は、株式についても中間会計期間末日 における市場価格に基づく時価により計上 しております。</p> <p>なお、前中間会計期間において、当中間 会計期間と同様の方法を採用した場合に は、有価証券が1,308百万円増加、繰延税金 資産が532百万円減少、その他有価証券評価 差額金が775百万円増加いたします。</p>		
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準」(企業会計基準第5号平成17 年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の 部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12 月9日)を当中間会計期間から適用して おります。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本 の部」に相当する金額は91,533百万円であ ります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借 対照表の純資産の部については、中間財務 諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴 い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行 法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準」(企業会計基準第5号平成17 年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の 部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12 月9日)を当事業年度から適用して おります。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の 部」に相当する金額は99,098百万円であ ります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の 純資産の部については、財務諸表等規則及 び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の 財務諸表等規則及び銀行法施行規則により 作成しております。</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関す る会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関 する会計基準」(企業会計基準第1号平成 14年2月21日)及び「自己株式及び準備金 の額の減少等に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第2号平成14 年2月21日)が平成17年12月27日付及び平 成18年8月11日付で一部改正され、会社法 の定めが適用される処理に関して適用され ることになったことに伴い、当中間会計期 間から同会計基準および適用指針を適用し ております。これによる中間貸借対照表等 に与える影響はありません。</p>		<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関す る会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関 する会計基準」(企業会計基準第1号平成 14年2月21日)及び「自己株式及び準備金 の額の減少等に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第2号平成14 年2月21日)が平成17年12月27日付及び平 成18年8月11日付で一部改正され、会社法 の定めが適用される処理に関して適用され ることになったことに伴い、当事業年度か ら同会計基準及び適用指針を適用して おります。これによる貸借対照表等に与える影 響はありません。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(当行で保有している銀行保証付私募債の貸借対照表への計上)</p> <p>当行で保有している銀行保証付私募債の貸借対照表への計上は、前事業年度までは有価証券に計上するとともに、支払承諾見返及び支払承諾にも計上しておりましたが、当中間会計期間より親会社と会計方針を統一する目的で、有価証券のみの計上へ変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ「支払承諾見返」及び「支払承諾」がそれぞれ44,014百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(当行で保有している銀行保証付私募債の貸借対照表への計上)</p> <p>当行で保有している銀行保証付私募債の貸借対照表への計上は、前事業年度までは有価証券に計上するとともに、支払承諾見返及び支払承諾にも計上しておりましたが、当事業年度より親会社と会計方針を統一する目的で、有価証券のみの計上へ変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ「支払承諾見返」及び「支払承諾」がそれぞれ46,399百万円減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段にかかる損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示することとなりましたが、当中間会計期間は該当ありません。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

[次へ](#)



注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 7,684百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,517百万円、延滞債権額は13,757百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は133百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 7,660百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,456百万円、延滞債権額は22,383百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は297百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 7,675百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,934百万円、延滞債権額は17,552百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は232百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,142百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,550百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,602百万円であります。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,562百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,700百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,548百万円であります。</p>	<p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,811百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,531百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,880百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																		
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>183,276百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>85百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>997百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>15,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>60,390百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>48,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券23,779百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は16百万円、保証金は1,305百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、233,923百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が231,881百万円あります。</p>	有価証券	183,276百万円	その他資産	85百万円	預金	997百万円	コールマネー	15,000百万円	債券貸借取引 受入担保金	60,390百万円	借入金	48,000百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>145,887百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>86百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,501百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>12,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>76,608百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>10,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券25,671百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,302百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、238,581百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が236,038百万円あります。</p>	有価証券	145,887百万円	その他資産	86百万円	預金	1,501百万円	コールマネー	12,000百万円	債券貸借取引 受入担保金	76,608百万円	借入金	10,900百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>178,293百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>85百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,591百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>84,691百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>33,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券30,559百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,319百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、235,306百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が232,773百万円あります。</p>	有価証券	178,293百万円	その他資産	85百万円	預金	1,591百万円	債券貸借取引 受入担保金	84,691百万円	借入金	33,900百万円
有価証券	183,276百万円																																			
その他資産	85百万円																																			
預金	997百万円																																			
コールマネー	15,000百万円																																			
債券貸借取引 受入担保金	60,390百万円																																			
借入金	48,000百万円																																			
有価証券	145,887百万円																																			
その他資産	86百万円																																			
預金	1,501百万円																																			
コールマネー	12,000百万円																																			
債券貸借取引 受入担保金	76,608百万円																																			
借入金	10,900百万円																																			
有価証券	178,293百万円																																			
その他資産	85百万円																																			
預金	1,591百万円																																			
債券貸借取引 受入担保金	84,691百万円																																			
借入金	33,900百万円																																			

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 14,707百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債 10,000百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 14,929百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債 20,000百万円であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 46,041百万円であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 14,729百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債 20,000百万円であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は46,399百万円であります。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)												
<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="156 342 481 414"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>351百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>※ 2. その他経常費用には、貸出金償却484百万円、株式等償却92百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別利益には、償却債権取立益216百万円及び貸倒引当金戻入益95百万円を含んでおります。</p> <p>※ 4. 特別損失は、固定資産処分損34百万円であります。</p>	有形固定資産	351百万円	無形固定資産	6百万円	<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="571 342 896 414"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>375百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,631百万円、株式等償却434百万円、貸出金償却279百万円及び投資損失引当金繰入額279百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別利益は、償却債権取立益557百万円であります。</p> <p>※ 4. 特別損失は、固定資産処分損11百万円であります。</p>	有形固定資産	375百万円	無形固定資産	5百万円	<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="986 342 1311 414"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>726百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,228百万円、貸出金償却906百万円及び株式等償却667百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 特別利益は、償却債権取立益1,291百万円であります。</p> <p>※ 4. 特別損失は、固定資産処分損61百万円であります。</p>	有形固定資産	726百万円	無形固定資産	13百万円
有形固定資産	351百万円													
無形固定資産	6百万円													
有形固定資産	375百万円													
無形固定資産	5百万円													
有形固定資産	726百万円													
無形固定資産	13百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	250	16	6	260	(注)1.
第一回優先株式	—	90	—	90	(注)2.
合計	250	106	6	350	

- (注) 1. 普通株式の増加は単元未満株式の買取りにより、減少は単元未満株式の買増しに対する売却によるものであります。  
2. 第一回優先株式の増加は株主の取得請求行使によるものであります。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	281	21	1	302	(注)1.
第一回優先株式	120	60	—	180	(注)2.
合計	401	81	1	482	

- (注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるもの、減少は単元未満株式の買増しに対する売却によるものであります。  
2. 第一回優先株式の増加は、株主の取得請求行使によるものであります。

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	250	40	8	281	(注)1.
第一回優先株式	—	120	—	120	(注)2.
合計	250	160	8	401	

- (注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるもの、減少は単元未満株式の買増しに対する売却によるものであります。  
2. 第一回優先株式の増加は、株主の取得請求行使によるものであります。

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																																								
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,070</td> <td>103</td> <td>3,173</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>968</td> <td>101</td> <td>1,069</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>2,101</td> <td>1</td> <td>2,103</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額相当額	3,070	103	3,173	減価償却累計額相当額	968	101	1,069	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	2,101	1	2,103	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,737</td> <td>193</td> <td>3,931</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,534</td> <td>29</td> <td>1,563</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>2,203</td> <td>164</td> <td>2,367</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額相当額	3,737	193	3,931	減価償却累計額相当額	1,534	29	1,563	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	2,203	164	2,367	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,553</td> <td>254</td> <td>3,808</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,257</td> <td>116</td> <td>1,374</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,295</td> <td>138</td> <td>2,433</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		百万円	百万円	百万円	取得価額相当額	3,553	254	3,808	減価償却累計額相当額	1,257	116	1,374	減損損失累計額相当額	—	—	—	期末残高相当額	2,295	138	2,433
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額相当額	3,070	103	3,173																																																																							
減価償却累計額相当額	968	101	1,069																																																																							
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																							
中間会計期間末残高相当額	2,101	1	2,103																																																																							
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額相当額	3,737	193	3,931																																																																							
減価償却累計額相当額	1,534	29	1,563																																																																							
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																							
中間会計期間末残高相当額	2,203	164	2,367																																																																							
	動産	その他	合計																																																																							
	百万円	百万円	百万円																																																																							
取得価額相当額	3,553	254	3,808																																																																							
減価償却累計額相当額	1,257	116	1,374																																																																							
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																							
期末残高相当額	2,295	138	2,433																																																																							
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額																																																																								
1年内	1年内	1年内																																																																								
1年超	1年超	1年超																																																																								
合計	合計	合計																																																																								
・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の期末残高																																																																								
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失																																																																								
支払リース料	支払リース料	支払リース料																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	リース資産減損勘定の取崩額	リース資産減損勘定の取崩額																																																																								
減価償却費相当額	減価償却費相当額	減価償却費相当額																																																																								
支払利息相当額	支払利息相当額	支払利息相当額																																																																								
減損損失	減損損失	減損損失																																																																								
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法																																																																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																																																								
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																																																								
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																																																																								

[次へ](#)

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）  
該当ありません。

II 当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）  
該当ありません。

III 前事業年度末（平成19年3月31日現在）  
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。



(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月16日開催の取締役会において、第88期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	1,178百万円	
1株当たりの中間配当金	普通株式	2円50銭
	第一回優先株式	5円00銭

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第87期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月29日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書  
平成19年6月29日提出の第87期有価証券報告書の訂正報告書であります。  
平成19年11月12日関東財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書  
平成19年6月29日関東財務局長に提出。  
平成19年11月12日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社泉州銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 新免 和久 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社泉州銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社泉州銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社泉州銀行

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 新免 和久 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河津 誠司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社泉州銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社泉州銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社泉州銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 新免 和久 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社泉州銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社泉州銀行の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社泉州銀行  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 新免 和久 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河津 誠司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社泉州銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社泉州銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。